

学校法人大成学園
茨城女子短期大学
機関別評価結果

令和6年3月8日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

茨城女子短期大学の概要

設置者	学校法人 大成学園
理事長	額賀 修一
学 長	額賀 修一
A L O	内桶 真二
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	茨城県那珂市東木倉 960-2

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
表現文化学科		30
こども学科		100
	合計	130

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

茨城女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年7月5日付で茨城女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、校是「集大成を旨として温良貞淑の女徳を学び、時代に適応し、社会の発展に寄与貢献できる堅実な女性の育成を目的とする」と校訓「誠実、協和、勤勉」から成り、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明され、各種行事等の学長あいさつや学長講話において話題に採りあげ、共有化が図られている。各教員の専門分野を生かした公開講座の開講、また、那珂市と相互連携・協力に関する包括協定、笠間市と公私連携協定を締結するなど、地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき、学科の教育目的・目標が設定され、学則に明記され、学内外に表明されている。各学科の教育目的・目標に沿って学習成果を定め、学生便覧、学生募集要項、ウェブサイト等で学内外に表明し、定期的に点検を行っている。学科ごとの三つの方針は、策定されており、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明されている。

自己点検・評価委員会を設置し、全教職員が自己点検・評価活動に関わっている。全学・学科・教員レベルで、検証結果を基にした改善・向上のための計画の作成・運用が行われ、PDCAサイクルが機能している。高等学校や就職先からの意見聴取を行い、自己点検・評価活動に生かすよう取り組んでいる。学習成果を焦点とする査定は、GPAなど複数の手法を用いて行われている。

卒業認定・学位授与の方針は、学生便覧、ウェブサイト等に掲載されており、学科会議において定期的に点検を行っている。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、毎年、学科会議で見直しが行われている。

教育課程は、短期大学設置基準に基づき、教養を培うことができる編成になっている。職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確となっており、職業教育の効果を評価し、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、学生募集要項に記載されており、その内容は学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を示している。入学者の選抜方法は、入学者受入れの方針に対応しており、高大接続の観点において、複数の選抜基準が設定されている。

学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位修得率等の統計データ、授業評価アンケート、学生調査、表現文化学科の「表現文化学科の学習成果に関する自己評価（カリキュラムル

ーブリック)」、保育科の「履修カルテ」を用いて把握され、学科会議で対策が講じられている。

学生の卒業後評価への取り組みとして、卒業生に関するアンケート調査を実施し、卒業生の進路先からの評価を聴取している。調査結果は、学科ごとに分析され、課題が抽出されており、学習成果の点検に活用されている。

学習成果の獲得のために、シラバスに記載された成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価、学生の自己評価であるカリキュラムルーブリック（表現文化学科）、履修カルテ（保育科）等を用いて、授業改善が行われている。グループ担任が中心となり卒業に至るまで指導を行っている。事務職員は各種委員会に参画し、それぞれの職責を通じて、学習成果の獲得に向けた責任を果たしている。

教員及び職員で構成される学生委員会を設置し、定例委員会活動を通して組織的に学生生活全体の支援を行っている。両学科の教員、職員から構成される進路相談委員会が中心となり進路支援を実施している。資格取得、就職試験対策に関しては、両学科のグループ担任を中心にして個別の支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。基幹教員は、教育課程編成・実施の方針に基づく授業科目を担当し、学会活動及び社会貢献も行っている。研究成果は、「茨城女子短期大学紀要」等のほか、ウェブサイトでも公表されている。教員の授業の評価について、各学科で教育活動や授業についての自己評価を学科内でのFDで行い、その後、FD・SD委員会において検討する形を取っており、SDに関しても事務局内において同様に行っている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、学内校地はバリアフリー化を図っている。規程に基づいて施設設備、物品等を適正に維持管理している。技術サービス、専門的な支援、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図り、授業に関する情報の配信、資料の配布、電子メールソフトでの連絡、オンライン授業、アンケート、講義の映像や音声、リアルタイムでの情報の利活用が行われている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、学校法人を代表し学園の組織全体を統括・運営するために事務（局）長会議等を定期的開催し、学園の運営と充実・発展を図り、その業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき理事長が招集し議長を務めている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。ただし、評価の過程で、理事が寄附行為に定められた定数を満たしていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、機関別評価結果の判定までに、私立学校法の改正に伴う寄附行為の改正において対応するという確約を得た。

また、評価の過程で、理事会において事業の実績が審議されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、理事長が兼任しており教学運営の最高責任者として、その権限と責任において規程に基づき教授会を招集し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長は、副学長を配置して学長補佐体制を強化し、教職員人事、学生募集及び学科横断的な事

業の企画調整を指示するなどリーダーシップを発揮し、他の部署との連携・協力を重視しながら職務を遂行している。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行うとともに、理事会、評議員会に出席し、適宜意見を述べている。監査報告書を毎年作成し、当該会計年度 2 か月以内に理事会及び評議員会へ提出している。決算に関わる監査終了時には、公認会計士と理事長との間で会計監査の結果を踏まえた意見交換を行っている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。ただし、評価の過程で、評議員会において事業の実績が報告されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育及び学校法人の情報をウェブサイトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 「表現文化学科」の「卒業研究」等は、学生に 2 年間の学びの集大成として、卒業論文作成や創作・発表の機会を提供する独自の優れた取組みである。このために、学生は「言語文化ゼミナールⅡ」で読解力、論理的な議論の展開を身につけ、あるいは「身体表現ゼミナールⅡ」により全員で協力して一つの舞台芸術作品を創造するプロセスを経験することができる。
- 表現文化学科の必修科目では、ビブリオバトルに取り組み、数人の学生が 2 年連続全国大会に出場している。これらの学生の活躍には、「日本の文学や文化または身体表現に関する基礎的な知識や技能を体系的に修得」し、「情報収集能力や発信力を身につけ、コミュニケーション・スキルの向上を図」り、「自らを見つめ、多様な情報を分析・統合し、総合的に表現する能力を養う」という学習成果が表れている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生支援において、「グループ担任制」をとり学業、学生生活、資格取得、進路指導等において、きめ細かな学生支援にあたっている。その結果、教職員によるフォローアップ体制が機能し、卒業時の進路未決定者が低く抑えられている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD・SD に関する規程は「茨城女子短期大学委員会規程」の中に「FD・SD 委員会」の設置を定めているが、外から見て分かる独立したかたちで FD・SD 委員会規程を整備することが望ましい。

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに、私立学校法の改正に伴う寄附行為の改正において対応するという確約を得た。今後は、変更された寄附行為に従って適切な学校法人運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、理事会において事業の実績が審議されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとって適切な学校法人運営に取り組まれない。

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 44 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとって適切な管理運営に取り組まれない。

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員会において事業の実績が報告されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、校是「集大成を旨として温良貞淑の女徳を学び、時代に適応し、社会の発展に寄与貢献できる堅実な女性の育成を目的とする」と校訓「誠実、協和、勤勉」から成り、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明されている。さらに、式典、各種行事、諸会合等の学長あいさつや学長講話において話題に採りあげられ、先達の理念の共有化が図られている。

各教員の専門分野を生かした公開講座を開講している。那珂市と相互連携・協力に関する包括協定、笠間市と公私連携協定を締結している。ボランティア活動では、教職員が「那珂市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議」の委員を務め、「那珂市こども発達相談センター」の発達相談事業への協力を行っている。学生は、「子育てフェスタ」等の地域の行事にボランティアとして関わっている。

建学の精神に基づき、両学科の教育目的・目標が設定され、学則に明記され、学内外に表明されている。表現文化学科では学科別FDにおいて、保育科では学生による授業評価アンケート、教員の自己評価シート、実習の状況をもとに学科の教育目的・目標の点検を行っている。

各学科の教育目的・目標に沿って学習成果を定め、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明している。表現文化学科では、学科別FDにおいて教育目的・目標、三つの方針とともに学習成果の点検を行っている。保育科では、卒業認定者数、就職率、各種資格取得率やキャリアアップに必要な新たな知識や技能等を確認しながら学習成果の定期的な点検につなげている。

三つの方針は、一体的に策定されており、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明されている。

自己点検・評価委員会を設置し、全教職員が自己点検・評価活動に関わっている。全学レベル、学科レベル、教員レベルにおいて、検証結果を基にした改善・向上のための計画の策定・運用が行われ、PDCAサイクルが機能している。高等学校・就職先からの意見聴取を行い、自己点検・評価活動に生かしている。

学習成果を焦点とする査定は、GPA、シラバスに記載された教員による学習成果評価、2年間の学習成果に関する自己評価（表現文化学科）、履修カルテ（保育科）、本協会の短期大学生調査、学生による授業評価アンケート、茨城女子短期大学卒業生に関するアン

ケート等多くの材料を用いて行われている。各授業科目の担当教員は、シラバスで示した到達目標を視野に入れた課題提出や小テストの実施、レポート等で査定を行い、授業終了時に学生にフィードバックすることで学習成果を測るよう努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学生便覧に記載され、冊子として配布されている。それらは、ウェブサイトにも掲載されている。卒業認定・学位授与の方針は、学科会議にて定期的に点検されている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。この方針は、毎年、学科会議にて見直しが行われている。表現文化学科の1年次必修科目「『話す聞く』ということ」では、ビブリオバトルに取り組んでおり、数人の学生が令和3、4年度、2年連続して全国大会に出場した。近年におけるこれらの学生の活躍には、「日本の文学や文化または身体表現に関する基礎的な知識や技能を体系的に修得」し、「情報収集能力や発信力を身につけ、コミュニケーション・スキルの向上を図り」、「自らを見つめ、多様な情報を分析・統合し、総合的に表現する能力を養う」という学習成果が表れている。

教育課程は、短期大学設置基準に基づき、教養を培うことができる編成になっている。

職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確となっており、職業教育の効果を評価し、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、学生募集要項に記載されており、その内容は学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を示している。入学者の選抜方法は、入学者受入れの方針に対応しており、高大接続の観点において、複数の選抜基準が設定されている。

学習成果は定められているが、表現文化学科における学習成果には、多くのキーワードが含まれており、工夫の余地がある。学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位修得率等統計データ、授業評価アンケート、学生調査、表現文化学科の「表現文化学科の学習成果に関する自己評価（カリキュラムルーブリック）」、保育科の「履修カルテ」を用いて獲得状況が把握され、学科会議で対策が講じられている。

学生の卒業後評価への取り組みとして、「茨城女子短期大学卒業生に関する（ウェブ）アンケート調査」を実施し、卒業生の進路先からの評価を聴取している。その調査結果は、学科ごとに分析され、課題が抽出されており、学習成果の点検に活用されている。

学習成果の獲得のために教員は、シラバスに記載された成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価、学生の自己評価であるカリキュラムルーブリック（表現文化学科）、履修カルテ（保育科）等を用いて、授業改善が行われている。グループ担任が中心となり卒業に至るまで指導を行っていることは、特筆すべき点である。事務職員は、教務委員会、実習委員会等の各種委員会に参画し、それぞれの職責を通じて、学習成果の獲得に向けた責任を果たしている。

学生の生活支援のために、教員及び職員で構成される学生委員会を設置し、定例委員会の活動を通して、学生生活全体の支援を行うなど、大学として学習成果の獲得に向けて学生支援を組織的に行っている。

進路支援のために、両学科の教員、職員から構成される進路相談委員会が中心となり進

路支援を実施している。資格取得、就職試験対策の支援は、両学科のグループ担任を中心に個別の対応を行っている。また、卒業後の年数に関係なく、進路支援を行っており、手厚い進路支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。基幹教員は、教育課程編成・実施の方針に基づく授業科目を担当し、研究活動としては、著書、学会誌等への論文執筆、学会発表等の学会活動のほかに、公開講座や講演会の講師等の社会貢献も行っている。研究成果は、教員個々の所属学会の大会や学会誌、「茨城女子短期大学紀要」等のほか、ウェブサイトでも公表されている。科学研究費助成事業については、令和4年度は、複数件が採択されており、調査研究を行う際には研究倫理遵守に関する審査をするなどの取組みを実施している。

教員の授業の評価について、各学科で教育活動や授業についての自己評価を学科内でのFDで行い、その後、その内容をFD・SD委員会において検討する形を取っており、SDに関しても事務局において同様に行っている。しかしながら、FD・SDに関する規程は「茨城女子短期大学委員会規程」の中に「FD・SD委員会」の設置を定めているが、外から見て分かる独立したかたちでFD・SD委員会規程を整備することが望ましい。各種委員会と学科会議における議事録を作成し、すべてALO室に保管している。

事務職員は、学生の学習成果の獲得向上のため各種委員会に委員として参画し、教員や関係部署と連携している。また、事務職員は教学組織に関わる各種委員会に委員として参画し、教員との連携により学生への教育サービスの向上や教育環境の改善に取り組んでいる。

就業に関する諸規程は整備され、教職員に周知が図られ、これらの規程に基づいた適正な就業管理が行われている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。学内校地は、バリアフリー化が図られ、校舎は玄関・入口に段差があるなど未対応の箇所もあるが、改修工事の際に対応することとしている。

施設・設備の維持管理及び消耗品や貯蔵品を管理するための規程は整備され、規程に基づいて施設設備、物品等を適正に維持管理している。また、経理規程に基づき、全ての資産と物品の棚卸しが毎年行われている。防火避難訓練は行われているが、規程が整備されていないため、整備することが望まれる。

各授業においては、教育資源を駆使し科目ごとに同時双方向型、オンデマンド型、課題研究型が選択できるようになっており、スマートフォンで受講希望の学生には、プレゼンテーション資料のポイント数を大きくするなど、極力同時双方向ではなくオンデマンド型で回線状況が安定した状態で受講できるようにするなどの配慮をしている。学内LANが設置され無線LANの使用が可能である。

財務状況について、短期大学部門では過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任し、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を体現すべく学校法人を代表し、組織全体を統括・運営するために事務（局）長会議等を定期的で開催し、学校法人の運営と充実・発展を図り、その業務を総理している。理事会は寄附行為に基づき理事長が招集し議長を務めている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。なお、理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていなかった点については、機関別評価結果の判定までに、理事会及び評議員会で問題点を理解、共有したことを確認し、私立学校法の改正に伴う寄附行為の改正において対応するという確約を得た。また、理事会において事業の実績が審議されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、理事長が兼任しており教学運営の最高責任者として、その権限と責任において規程に基づき教授会を招集し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、適切に運営している。学長は、副学長を配置して学長補佐体制を強化し、教職員人事、学生募集及び学科横断的な事業の企画調整等指示するなどリーダーシップを発揮し、他の部署との連携・協力を重視しながら職務を遂行している。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行っている。監事は、理事等へ学校業務に関するヒアリングを行い、機能強化に取り組んでいる。監査報告書を毎年作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に開催される理事会及び評議員会へ提出している。決算に関わる監査終了時には、公認会計士と理事長との間で会計監査の結果を踏まえた率直な意見交換を行っている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織しており、予算及び事業計画等の重要事項について理事会に付議する前に意見の聴取がなされている。なお、評議員会において事業の実績が報告されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学校教育法施行規則及び私立学校法に定められた教育情報及び学校法人の情報はウェブサイトで公表・公開している。